

## 三重県警察本部訓令第21号

遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

令和6年11月20日

三重県警察本部長 難波 正樹

### 遺失物等の取扱いに関する訓令

遺失物等の取扱いに関する訓令（平成27年三重県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 物件の提出を受けたときの措置（第5条—第7条）
- 第3章 遺失届の受理等（第8条・第9条）
- 第4章 遺失者等を発見するための措置（第10条—第14条）
- 第5章 提出物件の保管等（第15条—第18条）
- 第6章 提出物件の返還、引渡し等（第19条・第20条）
- 第7章 出納事務要領（第21条—第28条）
- 第8章 他の法律との関連（第29条—第31条）
- 第9章 報告（第32条）
- 第10章 引継ぎ及び点検（第33条・第34条）
- 第11章 雑則（第35条—第37条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物（以下「遺失物等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察本部施設 交通部高速道路交通警察隊の隊本部及び各小隊並びに交通部運転免許センターをいう。
- (2) 交番等 交番、駐在所及び警備派出所並びに警察本部施設をいう。
- (3) 職員 警察署又は交番等に勤務する警察職員及び会計年度任用職員をいう。
- (4) 管理システム 警察庁長官官房技術企画課情報処理センターに設置されたサーバ、これに接続する端末装置及び三重県警察その他の都道府県警察に設置された端末装置並びにこれらを結ぶ電気通信回線をいう。

(年度区分)

第3条 この訓令による出納は、会計年度によるものとし、現に出納を行った日の属する年度により区分して整理するものとする。

(拾得物件の提出等を受理する窓口)

第4条 拾得物件の提出（法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出をいう。以下同じ。）、保管物件の届出（法第17条の規定による届出をいう。以下同じ。）又は物件を遺失した旨の届出（以下「遺失届」という。）の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

- 2 物件の提出又は遺失届があったときは、他の警察署の管轄区域内において拾得し、又は遺失した場合であっても、これを取り扱わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、警察本部施設においては、当該施設の所在地を管轄する警察署長の管理の下に遺失物等を取り扱うものとする。

## 第2章 物件の提出を受けたときの措置

(拾得物件の提出を受けたときの措置)

第5条 拾得物件の提出を受けたときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所その他必要な事項を管理システムに登録することにより、当該提出物件に係る受理番号を採番するとともに、拾得物件控書（規則別記様式第1号。以下「控書」という。）及び拾得物件預り書（規則別記様式第2号。以下「預り書」という。）を作成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において管理システムに登録できないときは、前項に規定する事項を警察署長に報告して当該提出物件に係る受理番号を

取得し、控書及び預り書を手書きで作成するものとする。

- 3 交番等においては、提出物件を控書及び拾得届引継簿（別記様式第1号）とともに警察署に送付しなければならない。

なお、拾得届引継簿は、警察署の地域警察幹部等（所轄警察署に勤務する警部補以上の階級にある地域警察幹部その他警察署長の指定する幹部をいう。）及び会計課員から控書とともに確認を受けた後、警察署会計課において保管するものとする。

- 4 交番等において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下この項において同じ。）の提出を受けたときは、第1項又は第2項の規定により控書及び預り書を作成の上、金額の多少にかかわらず、提出者の面前で、現金収納袋（別記様式第2号）に当該現金を収納し、封を行った後、提出者に預り書を交付するものとする。この場合において、提出者が急いでいるなどの理由により、預り書の作成及び交付するいとまがないときは、提出物件の内容を提出者の面前で確認するとともに、提出者の氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）、拾得の日時及び場所その他必要な事項を聴取した上、現金収納袋に現金を入れて提出者の面前で封を行い、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付した後、速やかに遺失届の有無の確認等を行うものとする。

- 5 前項後段の場合においては、現金収納袋を地域警察幹部等の確認の下に開封して内容を確認した上、受理者本人が預り書等の作成を行い、警察署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた警察署長は、提出者の氏名等が判明しているときは、当該提出者に対し、預り書を交付するものとする。

- 6 第3項及び前項の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 交番 勤務員の交替時に送付すること。
- (2) 駐在所 原則として受理の翌日から起算して5日以内に送付すること。
- (3) 警察本部施設 別表の左欄に掲げる施設ごとに、それぞれ同表の中欄に定める方法により送付すること。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第6条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の

施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
- 3 警察署長は、第1項に規定する施設占有者の同意に関し、当該同意を取り扱う機会の多い施設がある場合は、あらかじめ同意を得ておくことができるものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第7条 規則第4条第1項の規定による書面又は電磁的記録(別記様式第3号。以下「拾得物件一覧簿」という。)の作成について、警察署又は交番等において提出物件に係る事項を管理システムに登録するときに行うものとする。

- 2 職員は、規則第4条第2項の規定による書面又は電磁的記録(別記様式第4号。以下「特例施設占有者保管物件一覧簿」という。)の作成について、警察署において保管物件の届出に係る事項を管理システムに登録するときに行うものとする。

### 第3章 遺失届の受理等

(遺失届を受けた場合の措置)

第8条 遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所その他必要な事項を管理システムに登録することにより、当該届出に係る受理番号を採番するとともに、遺失届出書(規則別記様式第3号)を作成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において管理システムに登録できないときは、前項に規定する事項を警察署長に報告して当該遺失届に係る受理番号を取得し、遺失届出書を届出者の自筆又は職員の手書きにより作成するものとする。
- 3 交番等においては、遺失届出書を遺失届引継簿(別記様式第5号)とともに速やかに警察署に送付しなければならない。

なお、遺失届引継簿は、警察署の地域警察幹部等及び会計課員から遺失届出書とともに確認を受けた後、会計課において保管するものとする。

4 第5条第6項の規定は、前項の送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受けたときの措置)

第9条 警察署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であつて早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受けた場合において必要があると認めるときは、地域部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置を執るものとする。

#### 第4章 遺失者等を発見するための措置

(遺失届の有無の確認等)

第10条 交番等において第5条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件と同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 職員は、規則第6条第1項の規定による確認を、第5条の措置を行うときに、管理システムにより行うものとする。この場合において、確認結果を控書に記載しておくものとする。

3 警察署長は、規則第6条第1項の規定による確認又は同条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書（規則別記様式第11号）の内容と当該遺失届出書の内容を照合するものとする。

(提出物件等の他の警察本部長への通報等)

第11条 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、管理システムにより行うものとする。

(提出物件等の有無の確認等)

第12条 交番等において第8条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件と同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

2 職員は、規則第7条第1項の規定による確認を、第8条の措置を行うときに、管理システムにより行うものとする。この場合において、確認結果を遺失

届出書に記載しておくものとする。

- 3 警察署長は、前項の確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容を照合し、速やかに遺失者への返還手続を行うものとする。

(遺失届の他の警察本部長への通報等)

第13条 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、管理システムにより行うものとする。

- 2 警察署長は、規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は保管物件の届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知するものとする。

- 3 警察署長は、前項の規定により遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件の現物又は当該届出に係る保管物件届出書の内容を照合するものとする。

(公告)

第14条 提出物件及び保管物件の公告は、警察署の掲示場への掲示に代えて第7条に規定する電磁的記録に記録している事項を記載した書面を随時関係者に閲覧させることにより行うものとする。

## 第5章 提出物件の保管等

(提出物件の保管)

第15条 警察署において提出物件を保管する際は、提出物件に受理番号、拾得者の氏名等必要な事項を表示するほか、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる保管庫に保管するとともに、次の措置を講じるものとする。

- (1) 乗車船券、当選金付証票、商品券その他これに類する物で、当該物件の払戻期間又は引換期間が警察署における保管の期間内に満了するものは、当該満了日の前に現金と引き換えておくなど、当該提出物件の価値を保全するために必要な措置を執るものとする。

- (2) 払戻し又は両替をすることにより県の歳入となることが見込まれるもの（売却先が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約となるもの又は売却先により売却価格に変動を生じないものに限る。）については、原則として保管期間満了後から県帰属までの間に現金と引き換えておくこと。
  - (3) 野菜、果物、魚貝類、食肉等の滅失又は毀損のおそれがあり、かつ、売却に応ずる者がある場合は、物件売却書により当該物件を売却すること。
- 2 提出を受けた現金及び前項の措置により売却等を行って換えた現金は、速やかに三重県が指定する金融機関の当座預金に預け入れるものとする。ただし、手元に保管している現金（以下「手元保管金」という。）が不足している場合は、この限りでない。
  - 3 手元保管金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、別に保管する必要のある記念硬貨等の金額は、当該限度額から除外する。
    - (1) 桑名警察署、四日市南警察署、鈴鹿警察署、津警察署、松阪警察署及び伊勢警察署 60万円
    - (2) 前号以外の警察署 30万円
  - 4 手元保管金が少額となったときは、前項で定める限度額の範囲内で預け入れている当座預金から補充することができるものとする。
  - 5 第1項に規定するほか、規則第11条各号に掲げる物件、法第35条第2号から第5号までに掲げる物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要すると認められる物件については、専用の保管庫に他の種類の物件と区分して保管するものとする。
  - 6 交番等においては、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、提出物件を受領してから警察署に送付するまでの間は、施錠設備を有する保管庫等に保管しなければならない。ただし、提出物件が自転車その他その形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖等につないで保管するなどの措置を講じて保管するものとする。
  - 7 前項の規定にかかわらず、提出物件が交番等において保管することが適当でない認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置を講じるものとする。

(提出物件の保管委託)

第16条 警察署長は、提出物件の形状、性質等から、警察署の施設では保管が困難であると認めたものは、その保管に適する施設を有する者に拾得物件保管(飼育)委託書兼受託書(別記様式第6号)により保管を委託することができる。

2 警察署長は、施設占有者が拾得者から交付を受け、又は自ら拾得した物件について、当該施設占有者に保管を委託することができる。ただし、慎重な取扱いを要する物件については、この限りでない。

3 警察署長は、前項の規定により提出物件の保管を委託するときは、その内容、方法等について、当該施設占有者と協定を締結するものとする。

(提出物件の売却)

第17条 法第9条の規定による売却は、警察署において行うものとする。

2 警察署長は、提出物件を売却したときは、控書の備考欄に売却日及び売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を記載するとともに、管理システムに必要な事項を登録するものとする。

(提出物件の処分)

第18条 法第10条の規定による提出物件の処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であつて、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知(以下この項において単に「通知」という。)は、拾得物件処分通知書(別記様式第7号)により行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定により提出物件を廃棄するときその他やむを得ない事情があるときは、口頭又は電話により通知を行うことができる。

3 前項の通知をしたときは、控書の備考欄に通知日時その他必要な事項を記載するとともに、管理システムに必要な事項を登録するものとする。

第6章 提出物件の返還、引渡し等

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第19条 規則第18条第1項の規定による通知(次項において「通知」という。)

は、遺失物確認通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（別記様式第9号）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知は、同条第5項の規定により預り書及び当該物件の引き渡しに係る手続を行う場所等を記載した書類（以下「預り書別紙」という。）を交付することにより代えるものとする。ただし、第6条第1項の提出の場合における当該施設占有者に対する通知は、当該提出物件に係る預り書の写し及び預り書別紙を送付した上で、口頭により行うものとする。

（提出物件の返還及び引渡しをする窓口）

第20条 遺失者に対する返還及び所有権を取得してこれを引き取る者に対する引渡しの手続は、警察署において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において提出を受けた物件を保管中に、当該物件の遺失者が判明したときは、あらかじめ警察署長の指揮を受けて、返還手続を行うことができるものとする。

## 第7章 出納事務要領

（拾得金の返還等）

第21条 警察署長は、拾得金を返還し、又は引き渡す場合において、手元保管金を超えないときは、手元保管金から払い出すものとする。ただし、警察署長が必要と認める場合は、小切手を振り出すことができる。

- 2 警察署長は、拾得金を返還し、又は引き渡す場合において、拾得金の額が手元保管金を超えるときは、小切手を振り出すものとする。

（小切手帳）

第22条 前条に規定する小切手は、指定金融機関から交付を受けた小切手帳を使用するものとする。

2 警察署長は、小切手受払簿（別記様式第10号）を備え付けて、小切手の受け払いの内容を明らかにしておくものとする。

（県に帰属した物件の取扱い）

第23条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により県に帰属した物件については、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき、毎月次の処理をするものとする。

(1) 拾得金については、会計規則第2条第2号に規定する所（以下「所」という。）の長に帰属調書（保管金）（別記様式第11号）により報告するとともに、納付書（会計規則第6号様式）を作成の上、拾得金を添えて、指定金融機関に県歳入として納付するものとする。

(2) 物品については、帰属調書（保管物品）（別記様式第12号）とともに、所の長に引き渡すものとする。

2 前項に規定する処理は、処理月の前月末日までに県に帰属した物件について、当該処理月のおおむね10日までに行うものとする。

（国に帰属した物件の取扱い）

第24条 警察署長は、法第37条第1項第1号及び規則第24条の規定により国に帰属した物件については、帰属調書（国庫）（別記様式第13号）を添え、速やかに警察本部長に引き継ぐものとする。

（個人情報関連物件の廃棄）

第25条 法第37条第2項の規定による個人情報関連物件の廃棄は、警察署会計課の幹部（警部補以上の階級にある警察官及び同相当職の事務官並びに技官をいう。以下同じ。）の立会いの下、警察署において行うものとする。この場合において、個人情報関連物件廃棄伺い（別記様式第14号）を作成し、必要な事項を記載しておくものとする。

（帳簿の整備）

第26条 警察署長は、保管金・保管物品出納簿（別記様式第15号）を備え、提出物件の出納状況を常に明らかにしておかなければならない。

（支払未済失効小切手の整理）

第27条 警察署長は、毎月末日をもって預金残高を確認できる書面と保管金・保管物品出納簿との照合及び点検を行うものとする。

2 前項の規定による照合の結果、小切手の支払未済があるときは、小切手使用／未済状況一覧（別記様式第16号）を作成するものとする。

3 警察署長は、振出小切手のうち呈示期間経過後6か月を経過して支払未済のものがあるときは、小切手失効通知書（別記様式第17号）を作成して県歳入として納付するものとする。

（完結時の整理）

第28条 警察署長は、提出物件を払い出し、処理が完結したときは、保管金・保管物品出納簿等の関係簿冊と照合し、管理システムに登録するものとする。

## 第8章 他の法律との関連

（埋蔵物の取扱い）

第29条 警察署長は、届出を受けた埋蔵物が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する文化財と認められる場合は、埋蔵文化財提出書（別記様式第18号）を添えて、速やかに三重県教育委員会に提出しなければならない。ただし、所有者が判明しているときは、この限りでない。

2 前項の規定による手続を行った後、その所有者が判明したときは、三重県教育委員会から当該物件の引渡しを受け、これを所有者に返還するものとする。

（犬又は猫の取扱い）

第30条 犬又は猫の拾得の届出を受けた場合は、所有者を特定するため、遺失届及び関係機関への届出の有無等を調査するものとする。

2 犬又は猫の拾得の届出を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該拾得の届出を提出として受けるものとする。

(1) 前項の規定による調査を行った結果、当該犬又は猫に係る遺失者が判明したとき。

(2) 提出者が、3か月経過後に所有権の取得を希望するとき。

3 第1項の規定による調査を行った結果、前項各号のいずれにも該当しないときは、当該犬又は猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づき取り扱うものとする。

（犯罪者の置き去り物件の取扱い）

第31条 法第4条第1項に規定する犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱いについては、この訓令の規定によるほか、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところにより措置するものとする。

## 第9章 報告

第32条 警察署長は、社会的反響が大きいと認められる物件の提出を受けたとき又は提出物件について亡失等の事故が発生したときは、直ちに事故等の内容を警察本部長に報告しなければならない。

## 第10章 引継ぎ及び点検

### （引継書類の作成）

第33条 警察署長の異動があった場合は、前任者は人事異動発令日の前日をもって保管金・保管物品出納簿を締め切り、後任者に引き継ぐものとする。

2 前項の引継ぎは、事務引継書（別記様式第19号）及び小切手使用未済状況一覧を作成し、これに預金残高を確認できる書面を添えて行うものとする。

3 第1項に規定する引継ぎを完了したときは、拾得物件引継報告書（別記様式第20号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

### （点検）

第34条 警察署長は、提出物件の亡失、滅失、毀損等を防止するため、随時、提出物件の出納、保管等の状況を点検するものとする。

## 第11章 雑則

### （預り書の再交付）

第35条 警察署長は、預り書を亡失、毀損等の理由により、その交付を受けていた者から再交付の申請があった場合は、その事情を調査し、必要があると認めるときは、控書の備考欄にその事由を記載し、預り書に「再交付」と朱書して再交付するものとする。

### （指導教養）

第36条 警察署長は、物件の取扱いを適正に行うため、当該所属の職員に対し、必用な指導教養を行うものとする。

### （細則）

第37条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必用な事項の細目は、警務部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、令和6年11月25日から施行する。
- 2 第23条の規定にかかわらず、令和6年11月1日から同年12月31日までに県に帰属した物件の処理は、警務部会計課長が別に定める。

別表（第5条関係）

施 設	引 継 の 方 法	送 付 先
交通部運転免許センター	5日以内に引き継ぐこと。	施設の所在地を管轄する警
交通部高速道路交通警察隊の隊本部及び各小隊	勤務交代時に引き継ぐこと。	察署長



別記様式第2号 (第5条関係)

(表面)

現金		物品
〒		

取扱者 \_\_\_\_\_ 交番・駐在所 \_\_\_\_\_  
警察署 \_\_\_\_\_  
年 月 日 \_\_\_\_\_  
現金受取票 一連番号 \_\_\_\_\_  
あなたから提出のあった拾得物を受理しました。  
切り取り線

----- 折り返し線 (山折り) -----

現金 収 納 袋

透明部分

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課 (電話番号) \_\_\_\_\_ ) にお願ひします。

(裏面)

切り取り線			
の り し ろ			
折り返し線 (谷折り)			
一連番号 _____			
受理 番号	※	警察署 交番・駐在所	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者 氏 名	
拾得者氏名 電話番号	氏名 電話番号		
※ 拾得物	現 金	¥	物 品
備 考			

(注) 拾得物件預り書を交付した場合、※欄以外の項目は省略可能

## 拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 特例施設占有者保管物件一覧簿

受理番号		記載日	月	日	保管の場所	名称 所在地
特例施設 占有者の 氏名又は 名称						電話番号その他の連絡先

番 号	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



別記様式第6号（第16条関係）

※ 副本を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管すること。

拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書

1 拾得物件

受 理 番 号			
受 理 日		拾 得 日	
拾 得 場 所			
物品の種類、特徴 及び数量	点		

2 保管（飼育）委託期間

年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） までの間

※ただし、警察からの連絡により、期間を短縮することがある。

3 保管（飼育）受託者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
連絡先	

4 留意事項

- (1) 保管（飼育）受託者は、善良な管理者の注意をもって、各種法令等の定めに従い、責任をもって保管（飼育すること）
- (2) 保管（飼育）受託者は、保管（飼育）中に破損、逸走等の事故があった場合や、やむを得ない事情により保管（飼育）できなくなった場合は、速やかに下記警察署に連絡すること。
- (3) 定めのない事項については、都度、保管（飼育）委託者と保管（飼育）受託者の間で協議の上、決定する。

年 月 日

保管（飼育）委託者

県 警察署長

保管（飼育）受託者（拾得者との関係）  
住所又は所在地  
氏名又は名称  
連絡先

【連絡先】

警察署会計課  
所在地  
電話番号  
受付時間

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

拾得物件処分通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、法定期間満了まで現品のまま保管することが  
困難ですので、遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第8号の1（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第8号の2（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、 年 月 日までにあなたのもとの確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
  - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
- が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第8号の3（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金放棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第8号の4（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

なお、物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

別記様式第9号の1 (第19条関係)

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出(交付)のあった拾得物件  
( )は、下記の方が遺失したものであると判明し、  
年 月 日返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件はその2分の1))

を遺失者に請求する権利がありますので、下記の遺失者と話し合いをしてください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

-----  
様

別記様式第9号の2 (第19条関係)

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出(交付)のあった拾得物件  
( )は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件はその2分の1))

を遺失者に請求する権利があります。遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください(連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください)。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

-----

様

別記様式第9号の3（第19条関係）

（費用、報労金有権（又は留保）かつ氏名等告知留保）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件はその2分の1））

を遺失者に請求する権利があります。

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要があります。同意の有無について、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんので、ご注意ください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----

様

別記様式第9号の4（第19条関係）

（費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、下記の方が遺失したものであると判明し、  
年 月 日返還いたしました。御協力ありがとうございました。

遺失者

住 所

氏 名

連絡先

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電 話 番 号

受 付 時 間

様

別記様式第9号の5（第19条関係）

（費用、報労金失権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

提出（交付）時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知していますので、ご了承ください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

別記様式第9号の6（第19条関係）

（費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

別記様式第10号（第22条関係）

小 切 手 受 払 簿

決 裁			年 月 日	受 入	払 出	誤 記	残 高	取 扱 者	備 考
署 長	副 署 長	課 長							
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						
			月 年日						

（注）備考欄には、小切手の番号を記入すること。

帰属調書(保管金)

県 警察署

No.	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者等 所有権	金額	備考
小計						
合計						

上記のとおり相違ありません。

県 警察署長

帰属調書(保管物品)

分

県 警察署

No.	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者等 所有権	物品名	点数	備考
小計							
合計							

上記のとおり相違ありません。

県 警察署長

帰属調書(国庫)

年 月 日 分

県 警察署

No	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者等 所有権	物品名	点数	備考
合計							

上記のとおり相違ありません。

県 警察署長

別記様式第14号（第25条関係）

個人情報関連物件廃棄伺い

受 理 番 号		受 理 年 月 日	
物 品	種 類	特 徴（形状・模様・品質等）	点数
拾 得 年 月 日		年 月 日	
拾 得 場 所			
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名 等		住所又は所在地  氏名又は名称	電話番号その他の連絡先
廃 棄 理 由		<input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、すべての遺失者がその有する権利を放棄したもの <input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、公告後3箇月以内に遺失者が判明しないもの	
遺失者権利放棄日		年 月 日	
保管期間満了日		年 月 日	
廃 棄 年 月 日		年 月 日	
廃 棄 方 法			
官 職 ・ 氏 名			
備 考			



別記様式第16号（第27条関係）

小切手使用／未済状況一覧（       年       月分）

県                                  警察署

No.	小切手番号	振出日		払出区分	金額	銀行払渡し 年月日	未済額	受理番号	摘要
		当月 振出							
前月末未済状況									
当月振出状況									
当月払渡し状況									
当月末未済状況									

小 切 手 失 効 通 知 書

年 月 日

所の長

殿

三重県

警察署長

拾得金振出小切手で振出日付後6か月と10日を経過し、取扱銀行において支払未済につき歳入に払込みを要する額を下記のとおり通知します。

記

金 \_\_\_\_\_

内 訳

小 切 手 振 出 日 年 月 日	小 切 手 号 番 号	金 額	氏 名	備 考

(注) 備考欄には、受理番号その他必要事項を記入すること。

別記様式第18号（第29条関係）

埋 蔵 文 化 財 提 出 書			
年 月 日			
三重県教育委員会教育長 様			
三重県 警察署長			
次の物件は、埋蔵文化財と認められますので、文化財保護法第101条の規定により、現品を添えて提出します。			
物件の名称又は種別		数 量	
発見者の住所、氏名			
発見した土地、家屋等の所有者の住所、氏名			
発見の年月日	年 月 日		
発見の場所			
発見の原因			
発見した土地、家屋等の所有権を取得した年月日	年 月 日		
備 考			

事務引継書

1 保管金

前年度末 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高		振出済小切手 支払未済高	備考
	受入高	払出高	現金	預金		
円	円	円	円	円	円	

2 保管物品

前年度末 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高			備考
	受入高	払出高	保管委託	任意提出	鑑査中	
点	点	点	点	点	点	点

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

県 警察署長

前任者

後任者

年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

拾得物件引継報告書

年 月 日付けの署長交替に伴い、遺失物等の取扱いに関する訓令第33条第1項の規定により引継ぎを完了したので、同条第3項の規定により下記の書類を添えて報告する。

記

- 1 事務引継書（写）
- 2 小切手使用未済状況一覧（写）
- 3 預金残高証明書